

令和2年 第4回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年4月6日(月) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	欠席
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	欠席	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

9番 鎌田 長和委員

14番 二宮 政明委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について(所有権移転) 9件

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

	について（利用権貸借）	53 件
議案第 18 号	空き家に付属した農地の指定について	1 件
報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	8 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和元年度農地利用意向調査（アンケート）の結果について
- ・令和 2 年度農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
- ・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ・令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ・令和 2 年度八幡浜市農業委員会スケジュール（案）について
- ・第 5 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 2 年第 4 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 19 人中、17 人で総会成立の定足数に達しております。

本日の欠席委員は、「9 番、鎌田 長和委員」、「14 番、二宮 政明委員」、の 2 人でございます。

二宮会長がケガにより本日欠席しておりますので、八幡浜市農業委員会会議規則第 16 条の規定に基づき、会長に事故があるときは、議員が互選した者（副会長）がその職務を代理することとなっておりますので、会長職務代理者である正本委員に会長代理をお願いします。

それでは、正本会長職務代理者から招集のご挨拶を申し上げます。

（正本会長職務代理者挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「13 番、萩森 敏久委員」、「15 番、若松 勲委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。

議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 8、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 15 号、番号 8 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「66 m²」。

3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「県外に在住しており、高齢であり農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買する」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

なお、申請地の現況は宅地となっておりますが、現場を確認した結果、建物もなく、いつでも耕作可能な状況でありました。

譲受人の経営面積「176.5 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

5 番

番号 8 を説明します。

場所は〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。譲渡す人は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。譲り受ける人は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に住んでおられますが、奥さんが〇〇〇〇さんの隣に実家がございまして、〇〇〇〇さんが農地を整備したいと思っておられまして、〇〇〇〇さんの奥さんがちょうど隣で、売買が成立したとゆうことです。少しばかりでございますが、〇〇〇〇さんが農地を管理するのが一番いいかなという感じでございます。よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 9、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 9 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,839 m²」、外
12筆、計「6,909 m²」、3条使用貸借です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、農業経営を後継者へ譲
りたい」。譲受人は「父の農地を借りて、農業経営を行いたい」であ
ります。
譲受人の経営面積「0 a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 7 番 番号 9 を説明します。
息子さん〇〇〇〇ぎで去年からお父さんの土地を一生懸命手伝っ
ております。お母さんが病気がちで、山をしようかということで、ま
た、あとでも面積 3 反ほどでできますけどよろしくお願ひします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 10、事務局の説明を求めます。

番号 10 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,155 m²」、外 12 筆、計「13,408.83 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業者年金を受給するため、後継者に経営を譲りたい」。譲受人は「父の農地を借りて、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「17.7 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

11 番 番号 10 を説明します。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子関係にありまして、息子さん「〇〇〇〇」さんはもう 10 年以上、親の元で仕事をしていました。今度、農業者年金を受給のため、農地を譲りたいということで届けが出ていますのでよろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 11、事務局の説明を求めます。

番号 11 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「400 m²」、外 1 筆、計「900 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「譲受人に農地を貸付け、経営規模を縮小したい」。譲受人は「譲渡人の農地を借受け、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積「491.2 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13 番 番号 11 を説明します。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子関係になります。

「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇くらいで若いんですが、ちよっと病気になるしまして、経営面積を減らしたいということで、「〇〇〇〇」さん、2 年前くらい前から専業でがんばっていますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。
番号 21、22 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号、番号 21・22 を一括で説明します。
番号 21、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「440
㎡」、外 4 筆、計「3,752 ㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「328.7
a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「225
㎡」、外 1 筆、計「820 ㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「203.1
a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に勤めていまして、ほとんど山に行く
ような状態ではないらしくて、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で親と兄
弟 2 人で三世代でやっておりますので、まだ十分やれる範囲だと思
いますのでよろしくお願ひします。

2 番 22 番の説明を行います。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、〇〇〇〇を定年されまして、奥さ
んとのんびりと農業のほうされておられます。「〇〇〇〇」さんなん

ですが、〇〇〇〇でご両親も元気で、専業でがんばっておられます。この園地につきましては、〇〇〇〇さんが春先に急に体調を壊されて、今は元気になっておられるんですが、もっとこう楽にやっていきたいと言う事で、隣接する〇〇〇〇さんの園地がありまして、いっしょにやってもらえんやろうかと言う事で、道路にも面しておる所でございますので、やってみようかと言う事で、〇〇〇〇さんと話がついたということです。

よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 23 から 25 まで一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 23 から 25 を一括して説明します。

番号 23、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,278 m²」、外 2 筆、計「2,295 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「156.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 24、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「859 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「193.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 25、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「617 m²」、外 1 筆、計「1,083 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「232.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 23 番・24 番・25 番合わせて説明致します。同じく地主さんが「〇〇〇〇」さん、この人は病気してしまっていて、農地を手放したいということで、話を受けまして、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんが元々小作にあたっていました。その人にあっせんしましたところ、売買ということが決まりました。
よろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 26 から 28 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 26 から 28 まで一括して説明します。
番号 26、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「726 m²」、外 2 筆、計「814 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「386.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 27、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「478 m²」、外 1 筆、計「2,095 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「255.8

a)、売買価格「〇〇〇〇〇」。

番号 28、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「777 m²」、外 1 筆、計「1,652 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」、経営面積「541.6 a)、売買価格「〇〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 番号 26 から 28 まで説明します。

売り渡し人の「〇〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇〇でかなり高齢で、息子さんがおられるんですが、県外に就職しておりまして、こっちに帰って農業をすることはないので、今のうちに処分してくれという意向です。

それで、その土地に隣接している「〇〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇〇」さんの 3 名が、そしたら作ろうかということでこのようになりましたので、どうかよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 29、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 29、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,571 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」、経営面積「272 a)、売買価格「〇〇〇〇〇」。

以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 15番 「〇〇〇〇」さんは、私の家の近くで2、3年前までは体が不自由でも一生懸命、百姓されとったわけですけど、この最近見かけないと思ったら、〇〇〇〇さんと取引が成立したそうでひとつよろしく願います。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」番号71から78まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第17号について説明します。番号71から78まで一括して説明します。
番号71、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「458㎡」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「143.2a」、期間「9年10ヶ月」。
番号72、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「638㎡」、外3筆、計「5,392㎡」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「143.2a」、期間「9年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号73、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「203㎡」、外4筆、計「3,269㎡」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「143.2 a」、期間「9年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号74、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「607 m²」、外1筆、計「2,142 m²」。新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「222.3 a」、期間「9年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号75、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「777 m²」、外1筆、計「3,150 m²」。新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「124.4 a」、期間「9年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号76、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,513 m²」、外1筆、計「2,804 m²」。新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「233.8 a」、期間「4年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号77、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「102 m²」、外1筆、計「3,178 m²」。新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「2年11ヶ月」。

なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、父「〇〇〇〇」と共に経営地約57 aを耕作しているため、下限面積に問題ありません。

番号78、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,128 m²」、外1筆、計「1,356 m²」。新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「245.5 a」、期間「4年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号71を説明します。

「〇〇〇〇」さん息子さんがしよるんですが、ちょっとここだけ農道から外れとって、〇〇〇〇さんところに近いもんで〇〇〇〇さんに作

ってもらえんだらうかということで、去年のみかんがなったまま譲り受け、みかんを収穫しました。

次、72番から74番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。元々は、後から出てくる〇〇〇〇さんが作っていたんですが、極早生と川田やったかなの関係で、〇〇〇〇さんが探しよるということで、〇〇〇〇さんに行って、その後に、今度〇〇〇〇さんの所の畑を〇〇〇〇さんが隣接、74番ですか、〇〇〇〇さんが去年の秋、摘果しよってケガしまして、ドクターヘリで運ばれて、その後、復活したんですが、何かまた病気が見つかりまして、百姓やめるということになりまして、そうゆうことで、〇〇〇〇さん止めたら、〇〇〇〇さんが隣の山なので、そこをあたろうかとなると面積が増えすぎるので、〇〇〇〇さんと話になって、〇〇〇〇さんところは〇〇〇〇さんに作ってもらおうという話になりました。また、その〇〇〇〇さんの畑をまた〇〇〇〇さんが今度また探しよったら、〇〇〇〇さん、もう限度やな言いながらも受けてもらいまして、今年大抵これで、9反ぐらい増えたんやないやろうか、で、どうにかこうにか受けてもらいますという事でやりましようということで受けてもらいました。

次の75番は、それも〇〇〇〇さん、同じ人ですが、〇〇〇〇さんは近所の上下に山があるんですが、それで親子でやっていますので、1町2反ぐらいなので、まだ余裕でやれますという事で受けてもらいました。

次の76番、「〇〇〇〇」さん、奥さんが2年程前からちょっと病気で、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の副委員長をやられよりますが、ここは娘さんの旦那さんが帰ってきてやりよって、それから常時2人雇って、みかん作りやっておりますんで、まだ、余裕やないかと思いません。

77番、〇〇〇〇さん、これ〇〇〇〇の人ですが、元々親父さんがあたって作りよったところらしいです。名前が変わって新規になっただけだそうです。

78番、「〇〇〇〇」さん、これは今〇〇〇〇で、入院しております。娘婿の〇〇〇〇の人が作りよったんですが、〇〇〇〇がもう手いっぱいになって辞めますということで、「〇〇〇〇」さんが背中合わせの山で、ちょうどだすがによいよ、通が悪かって、〇〇〇〇さんとこのレールを使わせてもらえたらあたりましようという事であたってもらいました。

以上です。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 79 番、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 79、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「598
㎡」、外 2 筆、計「3,620 ㎡」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「233.8
a」、期間「3 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 番号 79 を説明します。
「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇。〇〇〇〇さんのお母様でございま
す。そして受け手は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。場所は〇〇〇〇の
〇〇〇〇の西側、川を渡って裏側の山でございまして。「〇〇〇〇」さ
んは〇〇〇〇のみかん山を、長い間作っておられて、その辺の土地勘
があり、〇〇〇〇に住んでおられる方ですが、あの辺の〇〇〇〇のみ
かん山もたくさん作っておられますので、土地勘もあるし、全部分か
つとるゆうことで、話がまとまりました。以上です。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)
議長 それでは承認することと致します。

議長 番号 80・81、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 80・81 まで一括して説明します。
番号 80、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,565 m²」、外 1 筆、計「3,056 m²」新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「183.6 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 81、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,710 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「183.6 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

6 番 番号 80 から 81 までを説明します。
どちらも以前より使用貸借されていた案件なんですけれども、今回賃貸借に変更して、〇〇〇〇を〇〇〇〇にしたいということで、このようになりました。〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇で〇〇〇〇の〇〇〇〇をされておりまして、今までも園地を綺麗に管理されておりまして、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)
議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 82・83、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 82 から 83 を一括して説明します。
番号 82、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,122 m²」、外 4 筆、計「3,259 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」
なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、父「〇〇〇〇」の経営地約 69 a を耕作しているため、下限面積に問題ありません。
番号 83、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「483 m²」、外 4 筆、計「5,189 m²」新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、このたび借受ける農地により、下限面積を満たすため問題ありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 82、先ほどでてきました「〇〇〇〇」さん、自分のお父さんの土地だけではちよっと足りんかなということで、〇〇〇〇さんの山をあたりたいということで、去年のみかん最終日も手伝いに行って、今年新規であたることになりました。
番号 83、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇でしたけど、去年から後 1 年勤めたら辞めて農業をするということで、計画的に農業をしますののでどうかよろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 84 から 87 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 84 から 87 まで一括して説明します。
番号 84、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,446 m²」、外 3 筆、計「6,081 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「121.7 a」、期間「4 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 85、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,059 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「12.7 a」、期間「4 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「12.7 a」となっておりますが、父「〇〇〇〇」の経営地約 53 a を耕作しているため、下限面積に問題ありません。
番号 86、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「704 m²」、外 2 筆、計「2,957 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「17.7 a」、期間「4 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 87、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,980 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「113 a」、期間「9 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 84 から 87 までを説明します。
84 番ですけど、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇くらい高齢で、とても

やないけど農作業ができないということで、作り手を探しておりましたが、〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇〇の方まで通ってきて、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ぐらいで、そのお父さんもいっしょに、お父さんも〇〇〇〇もならんくらいの人なんですけど、2人で通ってこられて、農作業をされています。非常に熱心で、去年なんかも雨の日でも合羽を着て作業して、小玉もないくらい、そういう管理をされよったようです。この農地に関して、全部で6反あるんですけど、広くて、作業もしやすいということで是非作らして欲しいということで、このようなことになっております。

番号85、86の畑ですけど、借り手の「〇〇〇〇」さんは、本業と言うか、父親と弟といっしょに「〇〇〇〇」という〇〇〇〇の方が本業でありまして、それプラスみかんをされています。まあ、兄弟で〇〇〇〇をやられとるということで、たまには仲が悪い時もあったりとゆうことで、こちらのお兄さんの方がみかんに力をいれたいということでこのようなことになりました。

番号87、この畑ですが、一昨年、別の方が作られよって、もうよう作らんけん返しますということで、1年間作り手を探しよったんですけど、1年間、作り手がぜんぜんなくて、ぬりくり状態でした。そういう所で、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇の子なんですけど、隣接した畑がありまして、自分の隣がぬりくりで荒らされてるのが嫌だということで、植え替え状態みたいな感じで、ハゲ坊主みたいに切り込んで、新たな芽をいっぺんふかしてから作ってみようということでこのようなことになっております。

私の方からは以上です。

議長 　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　（意見、質問等なし）

議長 　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　（異議なく承認）

議長 　それでは承認することと致します。

議長 　続きまして、番号88から89まで、一括して事務局の説明を求めま

す。

事務局

番号 88 から 89 まで一括して説明します。

番号 88、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,256 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「122.8 a」、期間「9 年 10 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」

番号 89、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「761 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「218.4 a」、期間「9 年 10 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10 番

88 番、「〇〇〇〇」さん、去年事故で息子さんを亡くされました。亡くなった方のお母さんです。高齢で山は手放したいということで、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、この子はアイターンで去年就農しました。初めての収穫だったんですけど、大変で畑はいらなれないと言ったんですけど、年明けて話し合いをもったところ、奮起してもう少し増やしたいということで、がんばってくれて、作ることになりました。

89 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇在住です。借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この畑は、極早生でして、〇〇〇〇では極早生は受入れないということなので、改植をしないといけないということで、10 年契約の〇〇〇〇でお願いしますということで話がまとまっています。以上です。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 90 から 93 まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 90 から 93 を一括して説明します。
 番号 90、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,839 m²」、新規の賃貸借です。
 利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「465.5 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
 番号 91、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,642 m²」、外 6 筆、計「10,083 m²」、新規の使用貸借です。
 利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,019.6 a」、期間「10 年」。
 番号 92、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「8,574 m²」、新規の使用貸借です。
 利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,019.6 a」、期間「10 年」。
 番号 93、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,391 m²」、新規の使用貸借です。
 利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「491.2 a」、期間「10 年」。
 以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 1 2 番 番号 90、「〇〇〇〇」さん、今年で〇〇〇〇で、旦那さんを亡くして 1 人で山をがんばっていたんですけど、「〇〇〇〇」さんに、畑が隣接しているので作っていただきたいとのことで、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇でまだまだ出来ますのでよろしくお願いします。
- 1 3 番 番号 91 から 93 まで説明致します。

あて手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇をしておりますが、〇〇〇〇の方は息子に譲って、農業経営の方を1人雇って、2人でやっておりますが、去年くらいから体調を壊しまして、もう面積減らしたいということで、あたり手を探しております。あたり手の「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇超えとる面積で、ベトナムの子1人と30くらいの子1人、また今年1人雇うて3人とお父さんお母さんと6人くらいで大変ですが、がんばってもらわないけんなど思っております。

番号92ですが、「〇〇〇〇」さんという人は〇〇〇〇さんの伯父さんでありまして、〇〇〇〇さんがこの土地も作っておりますが、いっしょによう作らないんで照幸さんに作ってもらおうということになりました。

次に、93番ですが、「〇〇〇〇」さん、現在、体調を壊して寝たきりになっておりまして、年齢も〇〇〇〇で高齢ですし、もうよう作らないということで、先ほどでておりました「〇〇〇〇」さん、2年前ぐらい前にこっちに帰られて、「〇〇〇〇」さんといっしょに農業ががんばっておられますので問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号94、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号94、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「442㎡」、外3筆、計「1,997㎡」。新規の使用貸借です。

　　利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「252.5a」、期間「5年」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇でありますし、設定を受ける者の「〇〇〇〇」さんは、昨年、旦那さんが亡くなりまして、名義が「〇〇〇〇」さんになつとるので、一応新規となっておりますけど、以前からずっと作っておられたところであります。〇〇〇〇さんの息子さんも農業をしっかりやっておられますので、問題ないと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 95 から 123 番まで、再設定及び再設定扱いの案件となっております。一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 95 以降は再設定及び再設定扱いの案件となっております。
番号 95、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「500 m²」、外 1 筆、計「1,500 m²」。再設定の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「325.4 a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 95 番から 123 番まで一括して承認することにご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、33 ページをお開きください。
議案第 18 号「空き家に付属した農地の指定について」を上程致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 18 号、番号 1 について説明します。
申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」
申請地、「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「158 m²」、外 2 筆、計「871 m²」。

空き家に付属した農地の指定としては、指定する。理由としては、適用条件を満たすためであります。参考資料をご覧ください。参考資料として、農地利用状況等調査表、位置図、地番図及び、市のホームページを添付しております。

八幡浜市におきましては、平成 30 年 8 月より、別段面積の見直しを行い、「空き家に付属した農地に限り、1 アールから取得できるようになりました。手続きの流れ、適用条件につきましては、記載のとおりです。

申請者の〇〇〇〇さんは、手続きの流れのとおり、所有する住宅を八幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかの判断をして頂きたいと思えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

3 番 先ほど事務局からありましたとおり、〇〇〇〇さんからですね、「空き家に付属した農地指定申請書」の提出を受けました。そういった中

で、3月18日に、事務局職員といっしょに現地の調査に行っていました。参考資料にもありますけど、空き家を挟んで回り3カ所、面積はここにでていますが、3カ所をとり囲んだような状態となっております。行ったところですね、持ち主の方がですね、定期的に草刈りされておられますけれども、現在は何も埋まっていない状況で、利用されていない農地であるということでございます。そういった中で、今後ですね、その状態なり面積なり畑の現状を見ますとですね、柑橘は到底作れる状況ではございません。そういった中で、家庭菜園といえますか、野菜なら作れるのかなと、まあそういう判断をしております。そういった中で、このままですね、この遊休農地を有効利用してですね、今後ですね、農地保全のためにですね、利用できていければと思いますので、どうかですね、空き家に付属した農地としてですね、指定を受けていただきますようにご審議の程、よろしくお願い致します。

以上です。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは報告第5号について説明します。
番号14、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「440㎡」、外1筆、計「1,904㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
以降の案件については、説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時45分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年4月6日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 萩森 敏久

議事録署名人 若松 勲